令和７年７月 17 日

報道関係　各位

田辺市やすらぎ対策課
課長　　南　博一

敬老事業の見直しについて

本市ではこれまで敬老事業を通じて、高齢者の皆様に感謝とお祝いの気持ちをお伝えしてまいりましたが、この度、別紙のとおり見直しを行うこととなりました。報道方よろしくお願いいたします。

連絡先
やすらぎ対策課　高齢福祉係
担当　音無・榎本
内線　3411
TEL　0739-26-4910

◎敬老事業の見直しについて

田辺市では、これまで敬老事業として「敬老行事」及び「敬老祝金」を実施し、毎年総額約5,000 万円を市単独で支出し、敬老事業を通じて、高齢者の皆様に感謝とお祝いの気持ちをお伝えしてまいりました。

そうした中、今、我が国は少子高齢化が大きく進行しており、本市の高齢化率は全国平均を上回っている状況で、また、少子化の影響により働く世代の人数が減ることで将来的な税収の見通しも年々厳しさを増していくことなどから、今後、福祉や教育、子育て、防災といった多様な行政ニーズに限られた財源の中でどう対応していくかが、これまで以上に重要な課題となっております。

このことから、本市では令和5年 12 月から「田辺市高齢者福祉計画策定委員会」の中に「田辺市敬老事業あり方検討部会」を設置するとともに、市民アンケートを実施するなど、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、このたび敬老事業の見直しを行うという苦渋の判断に至り、令和7年6月議会にて条例の一部改正を行いました。

今後も皆様のお声に耳を傾けながら、限られた財源を最大限に活かし、将来に向けた持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

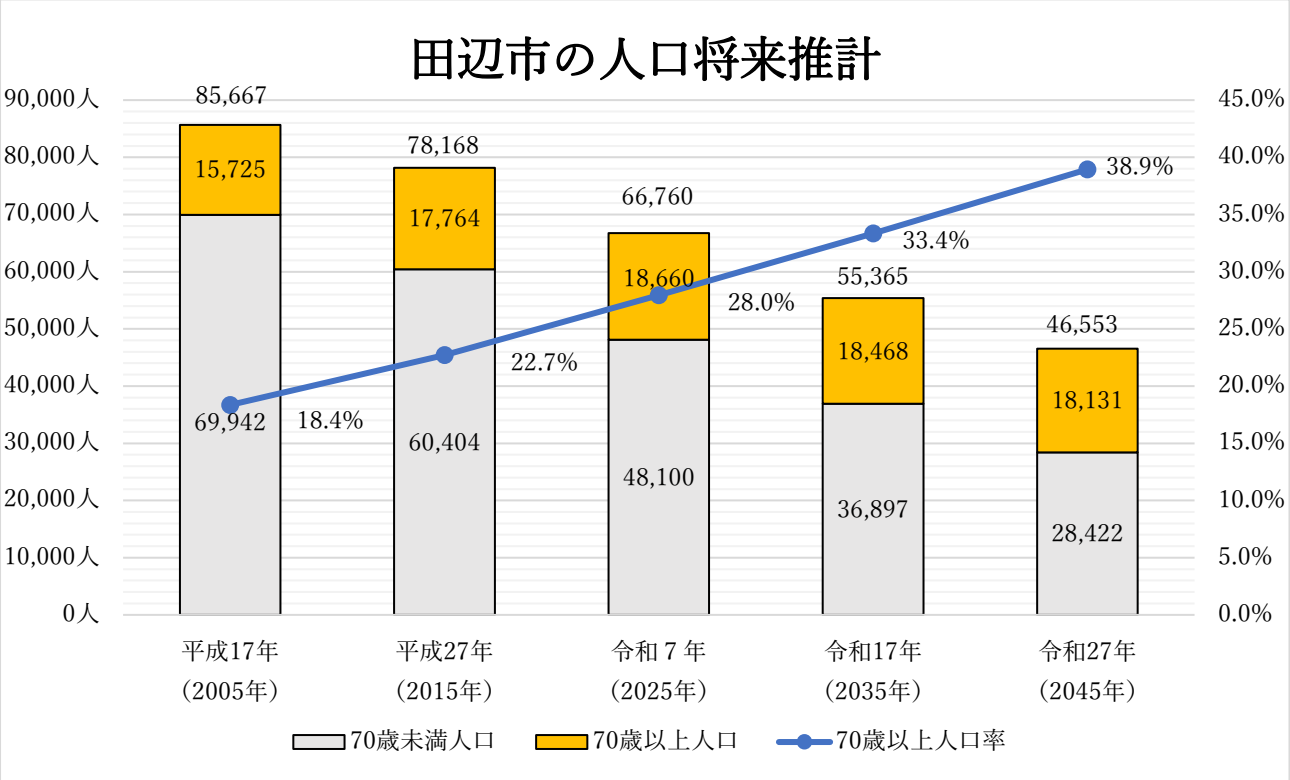

※2035 年以降のデータは、国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口令和5年(2023 年)推計　令和5年(2023 年)12 月1日現在」から引用した予測値

◎敬老祝金に関する変更点

88 歳(支給額:10,000 円)の方のみが対象となります。

なお、令和7年度の対象者は、昭和 11 年 10 月2日から昭和 12 年 10 月1日生まれの方になります。詳細につきましては、別途対象者に案内します。

	令和6年度(変更前)	令和7年度(変更後)
対象年齢 及び支給額	77 歳(喜寿)　5,000 円 88 歳(米寿)　10,000 円 99 歳(白寿)　20,000 円 100 歳以上(長寿)　30,000 円	88 歳(米寿)　10,000 円

◎敬老行事に関する変更点

敬老行事の対象は、地域で行う催事実施のみとし、個人に対する一律の商品券等の記念品配付は対象外といたします。

なお、敬老行事の対象となる年齢につきましては、「70 歳以上」で変更はありません。

	令和6年度(変更前)	令和7年度(変更後)
委託料	9/1 時点の地区在住者数×2,000 円	催事への出席者数×2,000 円
対象経費	・ 催事実施に係る経費 ・ 催事出席者以外への記念品配付に係る経費	・ 催事実施に係る経費のみ